

島根県告示第563号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

社会福祉法人雲南ひまわり福祉会

2 事業の種類

共同生活事業所・短期入所事業所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市木次町東日登地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県雲南市木次町東日登地内における1,816平方メートルの土地を全体計画区域とする「共同生活事業所・短期入所事業所整備事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第4号の2に基づく第2種社会福祉事業に該当する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人雲南ひまわり福祉会（以下「起業者」という。）は、平成19年12月9日及び平成21年10月18日開催の理事会及び評議員会において本件事業を施行することを決定している。また、本件事業に必要な資金については、自己資金、平成25年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び雲南市障害者ケアホーム・グループホーム整備事業費補助金により確保される見込みである。

したがって、起業者は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められ、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者は、平成16年度から共同生活事業（共同生活介護事業及び共同生活援助事業）及び短期入所事業を開始したが、民家に修繕を加えた施設での事業展開であったため、施設のバリアフリー化が不十分であり、プライバシーの確保も困難であることから早急に設備を改善する必要性が生じている。さらに、開設して間もなく共同生活事業所は6名の定員に達し新規入所者の受入れが困難となったが、施設の増改築による定員拡充は望めず、入所待機者の一部は短期入所事業所を利用しながら共同生活事業所に空床が生じる時期を待っており、既存施設のほかに新たな受入れ施設を設けざるを得ない状況にある。

本件事業の完成により、既存施設では不十分であったバリアフリー化やプライバシーの保護が図られるとともに、新規入所者の受入れが可能になることなどから雲南市における障害者福祉施策の推進に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業地が農地に隣接することから排水・雨水対策を実施するとともに、日照を考慮した施工をすることとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が雲南市教育委員会へ行った照会によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられないとの回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、雲南市において障害を抱える者の地域生活移行が円滑に行われるための生活の場を確保することを目的に共同生活事業所及び短期入所事業所を新築整備する事業であり、本件事業の事業計画は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定を満たしている。

また、本件事業に係る起業地については、バックアップ施設との近接性や通所施設利用者の利便性を考慮し、雲南市木次町東日登地内の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、土砂災害警戒区域外であること、造成が容易であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、既存施設はバリアフリー化やプライバシーの確保が不十分であること、施設の空床不足により入所待機者の一部は短期入所事業所のみ利用に制限されていることから、できるだけ早期に新たな受入れ施設の新築整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（長寿障がい福祉課）